

## 陸上自衛隊被服給与規則

昭和 35 年 8 月 2 日  
陸上自衛隊達第 9 4—1 号

改正	昭和 35 年 12 月 13 日達第 105—4—1 号	昭和 36 年 1 月 31 日達第 80—6—1 号
	昭和 36 年 5 月 22 日達第 122—32 号	昭和 36 年 10 月 13 日達第 21—8 号
	昭和 36 年 10 月 16 日達第 16—3 号	昭和 41 年 5 月 13 日達第 74—2 号
	昭和 44 年 12 月 27 日達第 122—69 号	昭和 45 年 6 月 17 日達第 122—72 号
	昭和 46 年 2 月 25 日達第 16—1 号	昭和 48 年 6 月 27 日達第 94—1—1 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号	昭和 54 年 3 月 14 日達第 122—111 号
	平成 4 年 6 月 8 日達第 94—1—2 号	平成 10 年 3 月 25 日達第 94—1—3 号
	平成 11 年 3 月 31 日達第 94—1—4 号	平成 13 年 3 月 27 日達第 94—1—5 号
	平成 14 年 3 月 27 日達第 94—1—6 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号	平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号
	平成 22 年 6 月 30 日達第 122—245 号	平成 23 年 3 月 31 日達第 122—248 号
	平成 30 年 3 月 27 日達第 122—293 号	平成 31 年 3 月 26 日達第 94—1—7 号

陸上自衛隊被服給与規則（昭和 30 年陸上自衛隊達第 105—4 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 杉田 一次

### 陸上自衛隊被服給与規則

（目的及び範囲）

**第 1 条** この規則は、陸上自衛隊における自衛官、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）、訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官及び教育訓練招集中の予備自衛官補に対して支給又は貸与する被服の品目、数量、条件及び弁償等について、根拠法令の内容に、必要な行政的解釈を加えて規定し、被服の支給及び貸与に関する業務が正確、かつ、円滑に実施されることを目的とする。

2 被服の請求、交付等の手続については、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第 71—5 号。以下「規則」という。）による。

（用語の定義）

**第 2 条** この達において用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「自衛官等」とは、自衛官、自衛官候補生、生徒及び予備自衛官等をいう。
- (2) 「予備自衛官等」とは、訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官及び教育訓練招集中の予備自衛官補をいう。
- (3) 「陸曹等」とは、陸曹、陸士および陸上自衛隊の自衛官候補生をいう。
- (4) 「被服」とは、自衛官等に支給又は貸与する個人被服をいう。
- (5) 「支給」とは、条件付で所有権の移転する無料の給付をいう。

(6)「貸与」とは、所有権の移転しない無料の給付をいう。

(7)「条件付期間」とは、条件付支給から無条件支給に移行するまでの期間をいう。

### 第3条 削除

(被服の支給)

### 第4条 陸曹等（部外病院等において実地修練中の医科幹部候補生を除く。）

又は生徒に対しては、別紙第4に掲げる品目、数量の被服を、任用時及び任用後品目ごとに同表に定める条件付期間を経過したときごとに支給する。

(被服の再支給)

### 第5条 陸曹等又は生徒が公務の遂行による事故又は天災事変による災害のため、第4条の規定により支給を受けた被服の全部若しくは一部を亡失した場合、又は使用に堪えない程度に損傷したものと俸給支給機関の長において認定した場合には、別紙第4に掲げる品目、数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目、数量と同一の品目、数量で、かつ、俸給支給機関の長において同程度と認める被服（同程度と認める被服の入手が困難なときは同程度以上の被服とする。）を再び支給する。この際損傷の場合には損傷した被服を返還させるものとする。

2 前項の公務の遂行による事故とは、次の各号の一に該当し、かつ、当該陸曹等又は生徒が善良な管理者の注意を怠らなかつた場合をいう。

(1) 出動、災害派遣、地震防災派遣及びその他の部隊行動中の事故

(2) 訓練、演習、試験、実験、土木工事その他管理作業中又は爆発物等危険物処理のときの事故

(3) 公務遂行中（公務旅行中を含む。）乗船した艦船の事故、乗車した車両の事故又は搭乗した航空機の事故

(4) 前各号のほか、公務に起因すると認められる事故

3 第1項の天災事変による災害とは、天災地変その他不可抗力によると認められる災害をいう。

4 前2項の事実の認定は、陸上総隊司令官、方面総監（陸上幕僚監部及び防衛大臣直轄部隊にあつては陸上幕僚長、自衛隊中央病院にあつては中央病院長、学校（隷下部隊を含む。）にあつては当該学校長、研究本部にあつては教育訓練研究本部長、補給統制本部にあつては補給統制本部長）が行うものとし、俸給支給機関の長は、順序を経て次の各号の事項を記載した申請書（1部）を提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 当該陸曹又は生徒の所属、階級、職種、氏名及び認識番号

(2) 再支給すべき被服の品目、数量及び程度並びに亡失又は損傷した被服の品目、数量、程度及び支給年月日

(3) 事故又は災害の概要（現認証明書又は事実証明書を添付する。）

(被服の貸与)

### 第6条 准陸尉以上の自衛官には、別紙第3に掲げる個人被服を貸与する。

2 陸曹又は生徒等には、別紙第5-1又は別紙第5-2に掲げる個人被服を貸与する。

- 3 予備自衛官等には、別紙第6—1、別紙第6—2及び別紙第6—3に掲げる品目、数量の範囲内において個人被服を貸与する。

(被服の再貸与)

**第7条** 前条の規定により被服を貸与された自衛官等が、当該被服の全部若しくは一部を亡失した場合、又は使用に堪えない程度に損傷したものと俸給支給機関の長において認定した場合には、別紙第3、別紙第5—1、別紙第5—2、別紙第6—1、別紙第6—2及び別紙第6—3に掲げる品目、数量の範囲内で、亡失又は損傷した被服の品目、数量と同一の品目、数量の被服を再び貸与することができる。この際損傷の場合には損傷した被服を返還させるものとする。

(被服の返還等)

**第8条** 俸給支給機関の長は、自衛官等が次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、貸与被服を速やかに返還させなければならない。

- (1) 准陸尉以上の自衛官又は陸曹等若しくは生徒が、それぞれ准陸尉以上又は陸曹等の自衛官以外の者となった場合

- (2) 自衛官等が死亡した場合

- (3) 予備自衛官等が訓練招集又は教育訓練招集を解除された場合

- 2 俸給支給機関の長は、営内居住陸曹等が、休職、停職（営内に居住する場合を除く。）を命ぜられ、又は入院若しくは帰郷療養をする場合は、別紙第7に定める品目、数量の範囲内で着用を認めたものを除き、その者の貸与している被服を返還させなければならない。准陸尉以上の自衛官及び営外居住陸曹等については、休職等の期間が長期にわたり、俸給支給機関の長が特に必要と認めるときは、営内居住陸曹等の場合に準じて返還させることができる。

- 3 前項の規定により被服を返還した准陸尉以上の自衛官及び陸曹等について、その返還の事由が消滅した場合は、その者に対して返還した被服の全部を再び貸与する。

- 4 自衛官等が死亡した場合には、第1項の規定にかかわらず、俸給支給機関の長は、別紙第8に掲げる品目、数量の範囲内で納棺用被服として廃棄することができる。

(再支給、再貸与被服等の返還)

**第9条** 俸給支給機関の長は、第5条及び第7条の規定により、亡失した被服と同一の品目、数量の被服を再支給又は再貸与した後において亡失した被服が発見された場合には、再支給又は再貸与した被服を速やかに返還させなければならない。

(被服代価の弁償)

**第10条** 自衛官等が、故意又は重大な過失により貸与被服の全部若しくは一部を亡失した場合又は使用に堪えない程度に損傷したものと俸給支給機関の長が認定した場合は、亡失又は損傷した被服の代価を弁償しなければならない。この場合、弁償に関する手続については、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第4章及び規則第6章第2節の規定によるものとする。

(裁定権者及び裁定基準)

**第11条** 被服の弁償に関する裁定権者は、俸給支給機関の長とする。

2 被服を亡失した場合の弁償金額は、次の各号に掲げる基準により裁定権者が定める。

(1) 改造古品及び再生古品以外の被服

ア 実際に使用した期間が基準期間（別紙第9において品目ごとに定める期間をいう。以下同じ。）の2分の1以内のときは、基準単価（補給カタログ需F-2-1に定める基準単価をいう。以下同じ。）の70%以上

イ 実際に使用した期間が基準期間の2分の1を経過したとき（ウに掲げる場合を除く。）は、基準単価の50%以上

ウ 実際に使用した期間が基準期間を経過しているときは、基準単価の30%以上

(2) 改造古品又は再生古品である被服については、基準単価の30%以上

3 被服を損傷した場合の弁償金額は、当該損傷の程度を考慮し、前項に掲げる基準に準じて裁定権者が定めるものとする。

(給与からの控除区分の決定)

**第12条** 俸給支給機関の長は、前条に規定する弁償の裁定を行うときは、弁償すべき自衛官等の俸給その他の給与からの控除区分を決定するものとし、その基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 弁償金額と弁償金額以外の控除金額との合計額が給与額のおおむね25%を超えないときは、全額を一時に控除する。

(2) 弁償金額と弁償金額以外の控除金額との合計額が、給与額のおおむね25%を超えるときは、裁定の日の属する月の翌月から起算して6以内の給与期間（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第367号）第8条に定める給与の計算期間をいう。以下同じ。）に支給される給与から分割して控除する。ただし、特に弁償金額が多額である場合には、更に6以内の給与期間を限り分割控除の期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第1号及び第2号の規定に該当する者については、俸給その他の給与から全額（前項第2号の規定により、分割して弁償しているものについては、残額）を一時に控除するものとする。

3 俸給支給機関の長は、弁償責任があると裁定したときは、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第16-1号。以下「債権管理規則」という。）第8条の規定に基づき特定分任歳入徴収官等（分任歳入徴収官以外のもので歳入金に係る債権の管理に関する事務を分掌するものをいう。）に債権発生の通知を行わなければならない。

4 前項により債権発生の通知を行った後、裁定について変更したときは、速やかに特定分任歳入徴収官等に変更の通知を行わなければならない。

(被服代価の払込み)

**第13条** 陸曹等が陸曹等以外の者となった場合又は生徒が生徒以外の者となった場合（生徒が陸士になる場合を除く。）には、支給被服のうち条件付期間内にあるものについては、その代価を国に払い込まなければならない。

- 2 前項の代価払込みに関する裁定権者は、俸給支給機関の長とし、払込金額は、次の基準により裁定権者が定めるものとする。
  - (1) 経過期間が条件付期間の2分の1以内であるときは、基準単価の70%以上
  - (2) 経過期間が条件付期間の2分の1を超えるときは、基準単価の50%以上
- 3 払込代価は、払い込むべき陸曹等の俸給その他の給与から、全額を一時に控除する。
- 4 俸給支給機関の長は、払込代価について裁定したときは、債権管理規則第8条の規定に基づき特定分任歳入徴収官等に債権発生のお知らせを行わなければならない。  
(伝染病伝ば予防のための棄却等)

**第14条** 俸給支給機関の長は、伝染病伝ば予防のため必要があると認めるときは、駐屯地司令の指示するところに従い、自衛官等に支給若しくは貸与した被服を棄却し、又は焼却することができる。

- 2 前項の規定により棄却し又は焼却したときは、その被服の品目、数量と同一の品目、数量の被服を再び支給し、又は貸与するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和35年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前において、改正前の陸上自衛隊被服給与規則（昭和30年陸上自衛隊達第105—4号）に基づいてなされた行為は、この規則に基づいてなされたものとみなす。
- 3 陸上自衛隊予備自衛官給与等取扱規則（陸上自衛隊達第50—1号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)
- 4 陸上自衛官給与規則（陸上自衛隊達第50—2号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)
- 5 陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第16—1号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)
- 6 陸上自衛隊病院運営規則（陸上自衛隊達第92—9号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則（昭和35年12月13日陸上自衛隊達第105—4—1号）

この達は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和36年1月31日陸上自衛隊達第80—6—1号抄）

- 1 この達は、昭和36年2月1日から施行する。  
附 則（昭和36年5月22日陸上自衛隊達第122—32号抄）
- 1 この達は、昭和36年5月22日から施行する。  
附 則（昭和36年10月13日陸上自衛隊達第21—8号抄）

- 1 この達は、昭和36年12月1日から施行する。ただし、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第2項前段の規定により、なお存続するものとされる管区隊又は混成団については同法附則第1項の指定日までの間、その他の管区隊又は混成団については昭和37年1月17日までの間、この達別表第1の表中「師団長」及び「師団司令部」とあるのは、それぞれ「管区総監又は混成団長」及び「管区総監部又は混成団本部」と読み替えるものとする。

附 則（昭和36年10月16日陸上自衛隊達第16—3号抄）

- 1 この達は、昭和36年12月1日から施行する。ただし、様式第2、第3及び第12の規定は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年5月13日陸上自衛隊達第74—2号抄）

- 1 この達は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月27日陸上自衛隊達第122—69号）

- 1 この達は、昭和45年1月1日から施行する。（ただし書略）
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和45年6月17日陸上自衛隊達第122—72号）

- 1 この達は、昭和45年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和46年2月25日陸上自衛隊達第16—1号抄）

- 1 この達は昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月27日陸上自衛隊達第94—1—1号）

この達は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和54年3月14日陸上自衛隊達第122—111号）

- 1 この達は、昭和54年3月14日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成4年6月8日陸上自衛隊達第94—1—2号）

この達は、平成4年6月8日から施行し、同年4月17日から適用する。

附 則（平成10年3月25日陸上自衛隊達第94—1—3号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月31日陸上自衛隊達第94—1—4号）

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日陸上自衛隊達第94—1—5号）

この達は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第94—1—6号）

この達は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）  
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122—241 号）  
この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122-245 号）  
この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122-248 号）  
この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-239 号）  
この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 94-1-7 号）  
この達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1 削除

## 別紙第2 削除

## 別紙第3（第6条、第7条関係）

## 准陸尉以上の自衛官に貸与する個人被服表

品目	数量
1 冬服（上衣及びズボン又はスカート）	2組
2 夏服（上衣及びズボン又はスカート）	2組
3 作業服（上衣及びズボン）	2組
4 作業外被	1着
5 正帽	1個
6 作業帽	2個
7 ワイシャツ	2着
8 ネクタイ	1個
9 外とう	1着
10 雨衣	1着
11 半長靴	2足
12 短靴	1足
13 帽章	1個
14 階級章	3組
15 バンド	2個

## 備考

- 1 女子である准陸尉以上の自衛官に対しては、バンド以外の品目は、女性用のものを貸与する。
- 2 女子である准陸尉以上の自衛官に対して、冬服のスカート及び夏服のスカートを貸与する場合には、その者に貸与すべきバンドの数量は1個とし、冬服のズボン及び夏服のズボンを貸与しない場合には、バンドは貸与しないものとする。

陸曹等支給個人被服表

品目	数量	条件付期間	
1 手袋	2組	2組につき	1年
2 靴下	4足	4足につき	1年
3 作業靴（生徒のみ）	2足	2足につき	1年

## 備考

- 1 女子である陸曹等に対しては、女性用のものを支給する。
- 2 経過期間の計算は支給すべき日から起算し、翌月その起算日に相当する日の前日までを1箇月とする月計算で行う。
- 3 数量が2組又は4足であっても、そのうちの1組（足）が無条件支給となる期間は、この表に示す条件付期間のとおりとする。

## 別紙第5-1 (第6条、第7条関係)

## 陸曹等に貸与する個人被服表

品目	数量
1 冬服 (上衣及びズボン又はスカート)	2組
2 夏服 (上衣及びズボン又はスカート)	2組
3 作業服 (上衣及びズボン)	2組
4 作業外被	1着
5 正帽	1個
6 作業帽	2個
7 ワイシャツ	2着
8 ネクタイ	1個
9 外とう	1着
10 雨衣	1着
11 半長靴	2足
12 短靴	1足
13 帽章	1個
14 階級章	3組
15 バンド	2個
16 衣のう	1個

## 備考

- 1 女子である陸曹等に対しては、バンド及び衣のう以外の品目は、女性用のものを貸与する。
- 2 女子である陸曹等に対して、冬服のスカート及び夏服のスカートを貸与する場合には、その者に貸与すべきバンドの数量は1個とし、冬服のズボン及び夏服のズボンを貸与しない場合には、バンドは貸与しないものとする。
- 3 自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。

## 別紙第5-2 (第6条、第7条関係)

## 生徒に貸与する個人被服表

品目	数量
1 冬服 (上衣及びズボン)	2組
2 夏服 (上衣及びズボン)	2組
3 作業服 (上衣及びズボン)	1組
4 体操服 (上衣及びズボン)	1組
5 作業外被	1着
6 正帽	1個
7 略帽	1個
8 作業帽	1個
9 体操帽	1個
10 ワイシャツ	2着
11 外とう	1着
12 雨衣	1着
13 半長靴	1足
14 短靴	1足
15 帽章	2個
16 バンド	1個
17 ズボンつり	1個
18 衣のう	1個

予備自衛官貸与個人被服表

品目	数量
1 冬服（上衣及びズボン）	1組
2 夏服（上衣及びズボン）	1組
3 作業服（上衣及びズボン）	2組
4 作業外被	1着
5 正帽	1個
6 作業帽	1個
7 ワイシャツ	1着
8 ネクタイ	1個
9 外とう	1着
10 雨衣	1着
11 半長靴	2足
12 帽章	1個
13 階級章	2組
14 バンド	1個
15 手袋	1組
16 靴下	2足

## 備考

- 1 冬（夏）期においては、夏（冬）期に必要な被服は貸与しない。
- 2 訓練招集の期間が短い等のため、この表の品目及び数量の全部は必要としないと俸給支給機関の長が認めるときは、その一部を減ずることができる。
- 3 女子である予備自衛官に対して、本表中冬服のズボンに代えて冬服のスカート、夏服のズボンに代えて夏服のスカートを貸与することができる。

## 即応予備自衛官貸与個人被服表

品目	数量
1 冬服（上衣及びズボン）	1組
2 夏服（上衣及びズボン）	2組
3 作業服（上衣及びズボン）	2組
4 作業外被	1着
5 正帽	1個
6 作業帽	1個
7 ワイシャツ	1着
8 ネクタイ	1個
9 外とう	1着
10 雨衣	1着
11 半長靴	2足
12 短靴	1足
13 帽章	1個
14 階級章	3組
15 バンド	2個
16 手袋	1組
17 靴下	2足

## 備考

別紙第6—1の備考は、即応予備自衛官に対して被服を貸与する場合について準用する。

予備自衛官補貸与個人被服表

品目	数量
1 冬服（上衣及びズボン）	1組
2 夏服（上衣及びズボン）	1組
3 作業服（上衣及びズボン）	2組
4 作業外被	1着
5 正帽	1個
6 作業帽	1個
7 ワイシャツ	1着
8 ネクタイ	1個
9 外とう	1着
10 雨衣	1着
11 半長靴	1足
12 短靴	1足
13 帽章	1個
14 バンド	2個
15 手袋	1組
16 靴下	2足

## 備考

別紙第6—1の備考は、予備自衛官補に対して被服を貸与する場合について準用する。この場合において、同表備考第2中「訓練招集」とあるのは「教育訓練招集」と読み替えるものとする。

## 別紙第7（第8条関係）

## 休職、停職、入院等の際の貸与個人被服表

品目	数量
1 冬服（上衣及びズボン）	1組
2 夏服（上衣及びズボン）	1組
3 正帽	1個
4 ワイシャツ	1着
5 ネクタイ	1個
6 外とう	1着
7 雨衣	1着
8 短靴	1足
9 帽章	1個
10 階級章	2組
11 バンド	1個

## 備考

- 1 この表に示す品目及び数量の範囲内で必要最小限のものを貸与するものとする。
- 2 女子である自衛官に対しては、この表の品目中冬服のズボン、夏服のズボンに代えてそれぞれスカートとする。この場合において、バンドは貸与しない。
- 3 女子である自衛官に対しては、バンド以外の品目は、女性用のものを貸与する。
- 4 准陸尉以上の自衛官については、表中8及び9の品目を除くものとする。
- 5 自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。

納棺用個人被服表

品目	数量	摘要
1 冬服（上衣及びズボン）	1組	
2 夏服（上衣及びズボン）	1組	
3 正帽	1個	
4 ワイシャツ	1着	
5 ネクタイ	1個	
6 短靴	1足	
7 帽章	1個	
8 階級章	1組	自衛官候補生を除く
9 バンド	1個	
10 手袋	1組	陸曹等のみとする。
11 靴下	1足	同上

## 備考

- 1 冬服、夏服は、死亡時の時服とする。
- 2 女子である自衛官については、バンド以外の品目は、女性用のものとする。
- 3 事故死亡等の場合において、当時の着用被服のまま納棺することを適当と認めるときは、この表以外の品目であっても、納棺用被服とすることができる。

## 被服基準期間表

品目	単位	基準期間	
		自衛官及び自衛官候補生	生徒
1 冬服上衣	1 着	24月	24月
2 冬服ズボン	1 着	24月	24月
3 冬服スカート	1 着	24月	
4 夏服上衣	1 着	8月	8月
5 夏服ズボン	1 着	8月	8月
6 夏服スカート	1 着	8月	
7 作業服上衣	1 着	6月	6月
8 作業服ズボン	1 着	6月	6月
9 体操服上衣	1 着		6月
10 体操服ズボン	1 着		6月
11 作業外被	1 着	48月	48月
12 正帽	1 個	36月	24月
13 略帽	1 個		16月
14 作業帽	1 個	6月	12月
15 体操帽	1 個		12月
16 ワイシャツ	1 着	8月	8月
17 ネクタイ	1 個	8月	
18 外とう	1 着	25月	25月
19 雨衣	1 着	36月	36月
20 半長靴	1 足	8月	8月
21 短靴	1 足	24月	12月
22 帽章	1 個	36月	36月
23 階級章（自衛官候補生を除く。）	1 組	12月	
24 バンド	1 個	24月	24月
25 ズボンつり	1 個		24月
26 衣のう	1 個	120月	120月

## 備考

- この表の基準期間は、実際にその被服を着用する期間を示すものとし、冬用の被服（ワイシャツ、ネクタイを含み、外とうを除く。）は1年間に8箇月、夏用の被服は1年間に4箇月、外とうは1年間に5箇月、その他の被服は1年間に12箇月使用するものとして計算する。
- 定数として2着（個、足、組）以上を支給又は貸与された場合は、この表の基準期間に定数を乗じて得た数を1着（個、足、組）に対する基準期間とする。